

犯罪被害者等のための法律相談に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と高知弁護士会（以下「乙」という。）は、甲が実施する犯罪被害者等のための法律相談について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図るため、甲が実施する相談業務において、乙が斡旋する犯罪被害者支援に精通した弁護士による法律相談を実施することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 犯罪被害者等（日本司法支援センターの民事法律扶助制度及び日本弁護士連合会による日本司法支援センター委託援助業務の法律相談の対象とならない者に限る。）に対し、訴訟問題、賠償問題その他の各般の問題の法律上の指導及び助言を行うこと。
- （2） その他、相談業務を行う上で必要があると認められること。

（法律相談の依頼）

第3条 甲は、甲、乙若しくは乙に所属する弁護士に直接又は高知県警察若しくは認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターを通じて犯罪被害者等から法律相談の要請があった場合、別に定める実施要領に従い、乙に対して当該犯罪被害者等に対する法律相談を依頼し、乙は、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会作成名簿に登載された弁護士を斡旋するものとする。

（秘密保持）

第4条 乙及び法律相談を実施した弁護士は、本協定期間中又は期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た個人情報又は秘密を第三者に漏えいしてはならず、及び本事業の遂行以外の目的で利用してはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(適用期間)

第6条 本協定の期間は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和3年6月1日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事 濱田 省司



乙 高知県高知市越前町1丁目5番7号
高知弁護士会
会長 中橋 紅美

